

卷末資料④

活用可能な事業制度例

【活用可能な事業制度例】

新規に専用の津波避難ビル等を建設する場合や、津波避難ビル等の候補とするために機能付加を行う際に活用が考えられる事業制度について整理する。

なお、以下は国の事業制度例を示したものであり、地方自治体による事業についても適宜活用されたい。

活用可能な事業制度（例）

1. 地域防災拠点施設整備モデル事業：内閣府

地方公共団体の地域防災拠点施設のモデル的整備を支援することにより、全国における地域防災拠点施設の整備を促進するとともに地域の防災安全性の向上を図り、災害に強い地域づくりを推進するもの。

2. 津波避難タワー整備事業：総務省消防庁

地方公共団体が、「津波避難ビル等に係るガイドライン」に基づき、津波避難タワーを整備する際に地方財政措置を行うもの。

3. 災害に強い漁港漁村づくり事業：農林水産省水産庁

地域防災計画等との整合性を図りつつ、事業基本計画を作成し、これに基づき漁港施設、漁港環境施設、漁業集落環境施設、防災安全施設等を総合的・効果的に整備するもの。

4. まちづくり交付金：国土交通省都市・地域整備局

市町村が作成した都市再生整備計画に基づき実施される事業等の費用に充当するために交付されるもので、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るもの。

5. 地方道路整備臨時交付金：国土交通省道路局

一定の地域において、津波からの避難路整備などの地域の課題に対して、一体として行われるべき事業に対して交付金を交付することにより、地方の創意・工夫を活かした個性的な地域づくりを推進するもの。

6. 道路開発資金制度（駐車場等整備事業）：国土交通省道路局

道路に関する公共の利益に資する事業への民間活力等の導入を促進するため、長期かつ低利の融資を行い、もって道路の機能開発と高度利用の促進に寄与することを目的とし、道路開発資金貸付要綱第3条に定める貸付対象事業に対し、道路整備特別会計からの貸付金（道路開発資金貸付金）及びこれと原則として同額の民間資金を一体的に貸し付けるもの。

7. 住宅・建築物耐震改修等事業：国土交通省住宅局

地震の際の住宅・建築物の耐震性の倒壊等による被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業について、地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行うもの。

8. 地域住宅交付金：国土交通省住宅局

地方公共団体が作成した地域住宅計画に基づき実施される事業の費用に充当するために交付されるもので、公営住宅の建設や面的な居住環境の整備など地域における住宅政策の総合的かつ計画的な推進を支援するもの。

9. 小規模住宅地区改良事業：国土交通省住宅局

不良住宅が密集している地区の環境改善を図るため、不良住宅の除却、改良住宅の建設、道路・公園等の公共公益施設の整備等を行うもの。

10. 港湾環境整備事業：国土交通省港湾局

港湾内の生活・労働環境の改善等を図り、港湾空間において良好な環境を形成するため、港湾緑地等の整備を行うもの。

また、災害時の緊急物資や避難民を輸送するための耐震バースと一体となった防災拠点緑地、避難民のための避難緑地等の整備を行うもの。

1. 地域防災拠点施設整備モデル事業：内閣府

○趣旨

地方公共団体の地域防災拠点施設のモデル的整備を支援することにより、全国における地域防災拠点施設の整備を促進するとともに、地域の防災安全性の向上を図り、災害に強い地域づくりを推進する。

なお、平成 17 年度より、津波避難機能を有する施設についても補助対象とする拡充を行い、津波対策を含めた災害に強い地域づくり拠点としてふさわしいモデルの整備を図る。

○補助要件

(1) 事業主体

地方公共団体（都道府県・市町村・一部事務組合）

(2) 補助対象

地震防災対策特別措置法に基づいて都道府県知事が作成する地震防災緊急事業 5 箇年計画に掲げられた地域防災拠点施設であって、かつ、以下の全ての機能を有する施設

- ・津波避難機能（津波の際に付近の住民等が避難できる空間）又は総合監理機能（情報連絡室、職員関係室等）
- ・防災教育機能（地震体験室、展示室等）
- ・備蓄機能

(3) 規模

原則延べ面積 1,300 m²以上（津波避難機能を有する施設については、避難計画人数の収容に必要な面積が確保できるものであればよい）

(4) 補助率等

1/2（国費 2 億 5 千万円を上限）

(5) 補助対象経費

工事費、測量試験費、設計管理費、事務費

2. 津波避難タワー整備事業：総務省消防庁

○趣旨

地方公共団体において、「津波避難ビル等に係るガイドライン」に従った津波避難ビルの指定や、津波避難タワーの整備が迅速に実施されるために、地方財政措置を行うものである。

○地方財政措置の内容

防災対策事業（防災基盤整備事業）

（１）対象事業

津波避難タワーの整備

（２）財源措置

一般単独事業債充当率 75%、交付税算入率 30%

3. 災害に強い漁港漁村づくり事業：農林水産省水産庁

○趣旨

漁港漁村の大半は背後に山が迫ってくるような地形条件にあり、また集落の形態は集居・密居の割合が高く、集落内道路も狭いため、地震・津波等災害の被害を最も受けやすい条件下にある。

このため、関連事業との連携を図りつつ、漁港漁村に係る各種施設の総合的な整備を実施することにより、災害に強い漁港漁村づくりを推進し、もって漁港漁村の防災対策と漁村地域の振興に資するものとする。

○事業内容

地域防災計画等との整合性を図りつつ、事業基本計画を作成し、これに基づき漁港施設、漁港環境施設、漁業集落環境施設又は漁村コミュニティ基盤施設を総合的・効率的に整備する。

（１）公共事業

① 漁港施設

防波堤・護岸のかさ上げ・新設、岸壁の耐震化・液状化対策、人工地盤等

② 漁港環境施設

安全情報伝達施設等

③ 漁業集落環境施設

避難道路（集落道）、避難ルート標識（集落道付帯施設）、避難広場、集落の再編等

（２）非公共事業（強い水産業づくり交付金）

防災安全施設（避難路、避難広場等の避難施設、救命・救急用機材や非常用食料、救援物資の備蓄保管庫）等

○事業要件等

（１）事業主体

国、都道府県、市町村等

（２）採択要件

漁港とその背後の集落等で、津波等による災害の危険性が想定され、地元住民等の意欲が高い地区

（３）事業基本計画の承認

事業主体は、あらかじめ事業基本計画を策定し、水産庁長官の承認を受け、事業実施。

○補助率（既存の補助率と同一）

漁 港 施 設：1／2～9／10

漁 港 環 境 施 設：1／2

漁 業 集 落 環 境 整 備 施 設：1／2（沖縄 55／100）

強い水産業交付金に係る施設：1／2（沖縄 2／3）

4. まちづくり交付金：国土交通省都市・地域整備局

○目的

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする。

○概要

市町村が作成した都市再生整備計画に基づき実施される事業等の費用に充当するために交付する交付金である。

① 都市再生整備計画の作成

市町村は地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標（注1）と目標を実現するために実施する各種事業等を記載した都市再生整備計画を作成。

② 交付金の交付

国は、市町村が作成した都市再生整備計画が都市再生基本方針に適合している場合、交付金を年度ごとに地区単位で一括交付。

③ 事後評価

国は、交付期間終了時、市町村に目標の達成状況等に関する事後評価（注2）を求めることとし、その結果等について確認し公表。

（注1）まちづくりの目標の設定

まちづくりの目標とその達成状況を評価する指標を設定。

例）目標：駅周辺の賑わいを再生する

指標：来街者数、居住者数（可能な限り数値化・指標化を図る）等

（注2）数値化された指標の達成状況を評価

○交付対象

都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い施設等を対象。

- ・道路、公園、下水道、河川、多目的広場、修景施設、地域交流センター、土地区画整理事業、市街地再開発事業 等
- ・高齢者向け優良賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改良事業 等
- ・市町村の提案に基づく事業
- ・各種調査や社会実験等のソフト事業

(注) 津波避難ビルの整備については、上記の「市町村の提案に基づく事業」として交付対象とすることが考えられる。その場合、市町村が施設整備に対して交付することになれば、民間の既存ビル所有者が実施する耐震補強や外部階段整備に対する、市町村による助成事業に対して交付することも考えられる。

○**交付期間**

概ね 3～5 年

○**交付率**

事業費に対して概ね 4 割（交付金の額は一定の算定方法により算出）

5. 地方道路整備臨時交付金：国土交通省道路局

○目的

地域の課題に対応した複数の都道府県道及び市町村道の事業に対して、交付金を一括して交付することにより、地方の創意・工夫を活かした個性的な地域づくりを推進する。

○概要

複数市町村にわたる地域などで、市町村合併、高度医療の充実など地域の課題に対応して一体的に行われる道路整備を、パッケージ（対象事業）として緊急かつ集中的に支援するため交付金を交付する。

① 整備方針の作成

交付金の交付を受けて事業を実施しようとする地方公共団体は、対象事業ごとに概ね5箇年間で行う「整備方針」を取りまとめ、整備に関する成果の目標（アウトカム目標）及び対象事業全体のB/Cを公表。（補助事業のような採択基準はなく、地方が地域の課題に対応して自由に対象事業を設定）

② 実施に関する計画の作成

毎年度の交付にあたっては、対象事業について「実施に関する計画」を作成し国土交通大臣に提出。

③ 交付金の交付

提出された計画に基づき、地方公共団体ごとに交付する交付金の額を決定。（個別事業への配分は地方の自由裁量）

④ 中間評価、事後評価

目標の達成状況の中間評価、事後評価を行い、地方公共団体において公表。

○ 交付対象

都道府県道又は市町村道の改築又は修繕事業
（注）避難路整備等に対する支援が可能。

○ 交付期間

概ね5箇年

○ 交付率

都道府県全体で5.5/10（沖縄8/10、奄美諸島7/10、北海道・離島・雪寒6/10）

6. 道路開発資金制度（駐車場等整備事業）：国土交通省道路局

○目的

道路に関する公共の利益に資する事業への民間活力等の導入を促進するため、長期かつ低利の融資を行い、もって道路の機能開発と高度利用の促進に寄与する。

○概要（駐車場等整備事業／駐車場又は休憩所）

地方道路公社、道路法による占用許可を受けた方等が整備する SA・PA や「道の駅」の駐車場・休憩所など次の駐車場又は休憩所などを対象として、資金を融資するもの。

①駐車場

- イ. 自動車専用道路若しくはこれに準ずる道路の附属物又は高速自動車国道の連結許可施設として建設する駐車場で、面積がおおむね 1,000 m²以上のもの。
- ロ. 前記イの道路以外の道路に接して建設する無料の一般公共用駐車場で、これと一体的に利用される道路附属物駐車場分を含めた面積がおおむね 1,000 m²以上のもの。

②休憩所

次の休憩所で、いずれも道路情報の提供など公共的な機能を有するもの。

- イ. 前記①. イの駐車場に建設する休憩所
- ロ. 前記①. イの駐車場又は前記①. ロの道路若しくは駐車場に接して建設する無料の一般公共用休憩所

(注) 当該施設を一時的な避難場所とするにあたって必要な整備を実施する場合に活用することが考えられる。

○融資内容

- ・ 国の貸付金と民間資金とを一体として融資。
- ・ 国の貸付金と民間資金の比率は原則として 1 : 1。
- ・ 国の貸付金の利率は財政融資資金貸付金利(財投金利)（貸付期間中固定、現在 0.9%）
- ・ 民間資金の利率は事業に応じ、長期プライムレート（5 年見直し、現在 1.5%）または短期プライムレート（半年見直し、現在 1.375%）＋0.7%
- ・ 償還は事業に応じ、1 年、3 年、5 年又は 8 年の元金の据置期間の後、元金均等の半年年賦又は一年年賦
- ・ 担保として、金融機関或いは地方公共団体の保証が必要。
- ・ 民間資金の融資分については、別途所定の貸付手数料。

○償還期間

- ・事業に応じ、6年、7年、10年、15年、20年。

7. 住宅・建築物耐震改修等事業：国土交通省住宅局

○目的

地震の際の住宅・建築物の耐震性の倒壊等による被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業について、地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行う。

○制度の概要

	対 象	主 な 要 件 等
耐震診断	戸建て住宅 マンション	補助率：地方公共団体が実施する場合 国 1/2 地方公共団体以外が実施する場合 国 1/3＋地方公共団体 1/3
	建築物	補助率：地方公共団体が実施する場合 国 1/3 地方公共団体以外が実施する場合 国 1/3＋地方公共団体 1/3
耐震改修等	戸建て住宅	地域要件：老朽住宅の密集市街地または地震防災対策強化地域内等で、震災時に倒壊により道路閉塞が生じるおそれのある地区 補助対象：耐震改修工事費（建替含む） 補助率：16%（国 8%＋地方公共団体 8%） ※工事費（限度額 32,600 円/㎡）の 23.9%について、国費で 1/3 を補助
	建築物 ・ マンション	地域要件：地震防災対策強化地域内等の DID 地区等 補助対象 ○調査設計計画費（10 名以上のマンションに限る） 補助率：国 1/6＋地方公共団体 1/6 ○耐震改修促進法の認定を受けて行う耐震改修工事費 補助率：13.2%（国 6.6%＋地方公共団体 6.6%） ※工事費（限度額 47,300 円/㎡）の 39.7%について、国費で 1/6 を補助
	その他住宅の耐震化の促進に関する事業	補助率：地方公共団体が実施する場合 国 1/2 地方公共団体以外が実施する場合 国 1/3＋地方公共団体 1/3

※ 耐震改修については、大規模地震の発生の恐れのある地域の市街地等の住宅に限定

8. 地域住宅交付金：国土交通省住宅局

○目 的

地方公共団体が主体となり、公営住宅の建設や面的な居住環境の整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進することの支援。

○概 要

地方公共団体が作成した地域住宅計画に基づき実施される事業の費用に充当するために交付する交付金である。

(1) 交付対象

地方公共団体

(2) 交付期間

計画に定める期間

(3) 交付対象事業

計画に基づく公的賃貸住宅等の整備、これに関連する公共施設等の整備に関する事業等

①基幹事業

- ・ 公営住宅建設等事業
- ・ 住宅地区改良事業等
- ・ 住宅市街地総合整備事業のうち、密集住宅市街地整備型のもの
- ・ 都心共同住宅供給事業
- ・ 優良建築物等整備事業
- ・ 住宅市街地基盤整備事業（上記事業に関連する公共施設整備）

②提案事業

地方公共団体の提案に基づく地域の住宅政策の実施に必要な事業等。

（例）

- ・ 民間住宅の耐震改修・建替え
- ・ 公営住宅等の社会福祉施設等の一体的整備
- ・ 住宅相談・住情報提供

（注）津波避難ビルの整備については、上記の提案事業として交付対象とすることが考えられる。

(4) 交付率

事業費に対して概ね 45%（交付金の額は一定の算定方法により算出）

9. 小規模住宅地区改良事業：国土交通省住宅局

○趣旨

不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区については、地区の整備により、住環境の整備改善又は災害の防止を図る必要がある。

特に、津波被害が想定される地区については、公共公益施設としての避難路、避難地、避難場所としても利用できる集会所等の整備を行い、沿岸部集落の安全性の確保を図る。

○事業内容

(1) 事業主体

地方公共団体（都道府県、市町村）

(2) 地区要件

- ・不良住宅戸数 15 戸以上
- ・不良住宅率 50%以上

(3) 補助対象

- ・不良住宅の買収・除却（補助率：国 1/2（※跡地非公共 1/3））
- ・改良住宅（従前居住者用住宅）建設（補助率：国 2/3）
- ・公共公益施設（道路、緑地、集会所等）整備（補助率：国 1/2）

(4) 地方財政措置

- ・起債措置 ： 公営住宅建設事業債 100%

10. 港湾環境整備事業（緑地等整備）：国土交通省港湾局

○趣旨

港湾は、大震災の発生時において、海上輸送を活用した緊急物資の輸送や救援活動が可能であり、港湾緑地は耐震バースと一体となりその拠点機能を発揮する。

また、周辺住民等の避難地としての機能を有している一方、津波等の発生時には、緑地利用者等が安全に退避可能な高台を緑地内に必要に応じて確保しておく必要がある。

○事業内容

港湾内の生活・労働環境の改善等を図り、港湾空間において良好な環境を形成するため、港湾緑地等の整備を行う。

また、災害時の緊急物資や避難民を輸送するための耐震バースと一体となった防災拠点緑地、避難民のための避難緑地等の整備を行う。

さらには、津波発生時等に避難場所となるよう、必要に応じて緑地内に、築山等の高台の整備を行う。

○補助率

内地・離島・北海道：5／10（用地 1／3）、沖縄：6／10（用地 4／10）